

～令和元年度墨田区議会定例会6月議会が終了～

幼児教育・保育の無償化に伴う補正予算などを可決

6月13日（木）から開会されていた令和元年度墨田区議会定例会6月議会は、本日午後1時から本会議が開会され、子ども・子育て支援法等の一部改正による、幼児教育・保育の無償化に伴う経費などを盛り込んだ補正予算2件をはじめ、「墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例」を含む条例10件、契約4件を原案どおり可決した。（別紙1議事日程第5号参照。）

また、6月25日（火）の本会議において、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者の推薦に関する議員提出議案1件を可決したほか、本日の本会議において、議員提出議案「選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書」を含む意見書3件（別紙2～4議員提出議案（意見書）参照。）を可決した。

本日の本会議をもって議会期間23日間の6月議会が終了した。

本会議最終日となる本日は、地方税法の一部改正に伴い、区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行うほか、軽自動車税の環境性能割の創設等をするために必要な改正を行う「墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例」等の議案が原案どおり可決された。また、東京都が新設した補助事業等を活用し、オリンピック・パラリンピックに向けて更なる気運醸成を図るための経費や東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）立体化事業費に要する追加経費等を含む4億3,510万円を計上した補正予算案と、さらに、子ども・子育て支援法等の一部改正により幼児教育・保育が無償化されることに伴う追加経費等を含む4億1,650万円を計上した補正予算案の2件が原案どおり可決された。

6月議会終了にあたり山本 亨 墨田区長は、「今次6月議会は、第19期の新人議員7名の皆様にとっては、初めての議会でありましたが、すべての議員の皆様には、連日、本当に熱心にご審議いただき、各議案についてすべてご決定を賜り、誠にありがとうございます。

本会議質問や各常任委員会の審議の中で、皆様から頂きました様々な視点からの貴重なご意見につきましては、今後の区政運営に活かしていきます。

冒頭の本会議におきまして、これからの4年間の区政運営に対する私の所信を述べさせていただきました。私自身が職員の先頭に立ち、「民間感覚と区民目線による、更なる可能性を追求した区政の展開」、そして、「スピード感のある、区民に開かれた区政の推進」の二つの基本姿勢を常に念頭におきながら、大胆な発想と決断で、「すみだの“夢”実現 ステージアップ」に向けて、引き続きリーダーシップを発揮して、全力で区政運営に取り組んでいきます。

さて、東京2020オリンピック競技大会で結論が持ち越されていたボクシングについては、先月26日に開催された第134回IOC総会において、競技の実施が正式に決定しました。翌27日には、「オールすみだ」での新たなスタートとするため、リバーサイドホールにおいて、決起大会を開催し、区議会の皆さまを始め、約250名の参加のもと、盛大に開催することができました。

改めてこれまでご協力をいただきました皆様にご感謝を申し上げますとともに、来年に迫った東京2020大会に向け、一層の気運の醸成と大会の成功に向けた様々な取組や準備を進めます。」などと挨拶した。

墨田区議会は、本年5月1日施行の墨田区議会基本条例の規定により、これまで年4回（2月、6月、9月、11月）であった定例会の回数を年1回とする通年議会を導入し、5月27日に、定例会を開会するための招集議会を開きました。

令和元年度墨田区議会定例会の会期は、令和元年5月27日から令和2年4月30日までの340日間と決定しています。

《資料》別紙1 議事日程第5号（7月5日）

別紙2～4 議員提出議案（意見書）

《問い合わせ》 区議会事務局 5608-6351

令和元年度墨田区議会定例会 6月議会議事日程 第5号

令和元年7月5日午後1時 開議

- 第 1 議案第 4 号 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 5 号 墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6 号 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7 号 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8 号 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9 号 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 15号 墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 16号 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 17号 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 18号 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 3 号 令和元年度墨田区一般会計補正予算
- 第 12 議案第 14号 令和元年度墨田区一般会計補正予算
- 第 13 議案第 10号 文花子育てひろば新築工事請負契約
- 第 14 議案第 11号 隅田公園再整備工事(その2)請負契約
- 第 15 議案第 12号 小梅橋架け替えその他工事請負契約の一部変更について
- 第 16 議案第 13号 物品の買入れについて

委員会審査報告

- 第 17 選択的夫婦別姓制度について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情
- 第 18 沖縄・辺野古の新基地建設中止などを求める意見書の提出に関する陳情

委員会審査報告

- 第 19 議員提出議案第 2 号 選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書
- 第 20 議員提出議案第 3 号 児童虐待防止対策の更なる強化に関する意見書
- 第 21 議員提出議案第 4 号 「労働者協同組合法」の早期制定に関する意見書
- 第 22 議員の派遣について

選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書

最高裁判所は、平成27年12月16日、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、選択的夫婦別姓制度の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねました。しかし、判決から3年が経過した現在も国会審議は十分に進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されています。

さらに、夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化しています。平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多く、改姓時に必要な事務手続は確実に増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれ、さらに、人生100年時代であり、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

こうした中、選択的夫婦別姓制度の導入は、改姓を望まない男女が不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合い、男女が共に活躍できる社会実現につながるとも言われています。一方で、家族制度の崩壊など社会的影響へのリスクも懸念されており、国民の間に様々な意見が存在しています。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年7月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} あて

児童虐待防止対策の更なる強化に関する意見書

暴力や食事を与えない等の行為によって、保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、平成30年3月に発生した東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は同年7月に緊急総合対策を取りまとめ、更には、児童相談所の体制強化などを図る改正法案の国会提出について検討が進められていましたが、本年1月に千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生しました。児童相談所、学校、教育委員会、警察も把握していながら、事件を防ぐことができなかったことは悔やまれてなりません。

こうした中、先の国会において、改正児童虐待防止法等が成立しましたが、児童虐待防止対策の更なる強化は喫緊の課題です。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう、周知啓発に努めるとともに、法施行後に必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを、全ての都道府県・区市町村で速やかに構築できるよう対策を講ずるとともに、国において全国統一の運用ルールや基準を速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所や一時保護所の増設や体制整備、及び妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う拠点の設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年7月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長 }
参議院議長 } あて

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

「労働者協同組合法」の早期制定に関する意見書

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野においては、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっています。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズは高まっています。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっています。

国会においては、従前から超党派議員連盟によって協同労働に係る法制化が議論されてきましたが、実現には至っていません。

この間、諸問題を整理し、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われていると認識していますが、組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協や生協など事業主又は消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合は無いことから、新たな法人制度が是非とも必要と考えます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法」を早期に制定するとともに、労働関連法令の早期整備を推進すること。
- 2 簡便な手続で設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年7月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて